

令和 8 年度指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証作成・更新
補助業務委託に関する企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項

1. 委託契約名

令和 8 年度指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証作成・更新補助業務委託

2. 委託内容及び委託目的

令和 8 年度の指定難病・小児慢性特定疾病医療受給者証作成・更新補助業務委託仕様書・業務要領を参照

3. 契約方法

本企画提案競技で最も高い評価を得た参加者と地方自治法施行令第 167 条の 2 の第 1 項第 2 号により随意契約を行う。

4. 契約期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 履行場所

大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 県庁舎別館 4 階
健康政策・感染症対策課分室

6. 限度額

40,345,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 契約担当部署

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 疾病対策班
電話：097-506-2796 FAX：097-506-1735
E-mail：a12220@pref.oita.lg.jp

8. 募集期間及び各種日程

(1) 参加申込書兼参加資格確認申請書受付期間

令和 8 年 2 月 26 日（木）～令和 8 年 3 月 19 日（木）17：00

(2) 質問受付期間

令和 8 年 2 月 26 日（木）～令和 8 年 3 月 19 日（木）17：00

(3) 質問票回答期限

令和8年3月24日（火）17：00

(4) 参加資格確認結果通知

令和8年3月24日（火）17：00までにメールにて通知

(5) 企画提案書提出期限

令和8年3月26日（木）17：00 ※郵送の場合は必着

(6) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

令和8年3月30日（月）13：30～15：30

（集合時間、集合場所及び開始時間は各提案者に個別に通知する。）

(7) 審査結果通知

令和8年3月31日（火）17：00までにメールにて通知

9. 参加資格等

本企画提案競技に参加できるものは、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) これまでに同種業務の実績があり、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿のうち、イベント、調査統計、計画策定、人材派遣又はその他サービスのいずれかに登載されている者であること。

※登載されていない者は必要書類を提出し、審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

(4) 大分県の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の者でないこと。

(6) 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

10. 参加申込及び資格審査

企画提案競技への参加を希望する者は、次により必要書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼資格確認申請書(様式1)
- イ 会社概要書(パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。既存のものはスキャンしてPDFファイルにより提出すること。)
- ウ 過去の類似業務の実績を証する書類
- エ その他必要な書類(競争入札参加資格を有しない場合)

(2) 提出期限及び提出先

提出期限：8(1)のとおり

提出先：大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 疾病対策班

(E-mail: a12220@pref.oita.lg.jp)

(3) 提出方法

提出方法：電子メールにより提出すること。なお、電子メールに添付するファイルの形式はPDFまたはWordとする。

(4) 参加資格確認結果通知及び予備審査について

参加資格確認結果通知については、8(4)で示した日程までに参加者へ通知する。また、参加者多数の場合は健康政策・感染症対策課長が「別紙1 審査方法及び審査基準」の観点を元に予備審査を行う。予備審査で選考対象外となったものに対してのみ、令和8年3月27日(金)17:00までにその旨の通知を行う。

(5) その他

参加申込後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式2)を提出すること。

11. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(様式3)にて行うものとし、質問書は電子メールにより提出すること。なお、別添「参考資料」以外のデータ及び資料の提供は行わない。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

提出期限：8（2）のとおり

提出先：大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 疾病対策班

E-mail：a12220@pref.oita.lg.jp

(3) 質問に対する回答

参加申込みのあった者全てに対して、電子メールで回答する。

12. 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、実施要綱「別紙1 審査方法及び審査基準」に基づき作成し、次により提出すること。

(1) 提出部数

企画提案書の提出部数は4部（正本1部、副本3部）とする。

(2) 提出期限及び提出先

・提出期限：8（5）のとおり

・提出先：7 契約担当部署あて

(3) 提出方法

・持参又は簡易書留郵便で提出すること。

・簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「令和8年度難病・小児慢性特定疾病医療受給者証作成・更新補助業務に係る企画提案書在中」と朱書きすること。

・直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 企画提案書の形式

・様式は任意とするが、A4版、横型、横書き、上辺綴じ（両面印刷可）とすること。A3版はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとすること。

・日本語表記で文字サイズは10.5ポイント以上であること。

・ページ番号を付すこと。（表紙を1ページ目とし、後述する見積書はページ数に含まない。）

・ホチキス又はクリップ留めすること。（ファイリング不要）

・提出された企画提案書類は原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

・1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

(5) 見積書（任意形式）

提案金額は仕様書に記載の委託内容を実施することに要する費用とする。なお、見積書提出後の金額の変更は認めない。

・見積額は6の限度額の範囲内とすること。

・見積書は、企画提案書の最終ページに綴じること。

・見積書にはページ番号を付さないこと。

- ・見積書には労務単価及び工数等、積算根拠を明記すること。

13. 企画提案の審査について

(1) 日時

令和8年3月30日(月) 13:30～15:30

(集合時間、集合場所及び開始時間は各提案者に個別に通知する。)

(2) 審査方法

- ・対面でのプレゼンテーション・ヒアリングにより実施する。
- ・1者につき持ち時間15分とし、事前に提出した企画提案書についての説明を行い、審査委員による質疑を行う
- ・当日、通知した時間までに会場に訪れなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ・詳細については、「別紙1 審査方法及び審査基準」を参考にすること。

14. 結果通知について

- (1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- (2) 審査結果は、令和8年3月31日(火)を目処に全ての企画提案者に対してメールにより通知する。
- (3) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。
なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

15. その他

- (1) 令和8年第1回大分県議会定例会において、本業務に係る予算案が可決・成立しない場合は、当該業務の執行は行わない。また、上記に伴い、当該プロポーサル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (4) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (5) 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項(賃金スライド条項)を適用する契約である。